

変更後(新)	変更前(旧)
<p style="text-align: right;"><u>2019年1月1日改定</u></p> <p style="text-align: center;">個人情報保護方針</p> <p style="text-align: center;">個人情報保護宣言</p> <p>【関係法令等の遵守】          当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、<u>監督当局のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言</u>を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">■個人情報の利用目的について</p> <p>&lt;利用目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売及びそれらに関するサービスのご案内・ご提供を行うため</li> <li>2 当社又は関連会社、提携会社の有価証券・金融商品等の勧誘・販売・売買及びサービスのご案内・ご提供を行うため</li> <li>3 お客様の有価証券・金銭の受渡・決済・管理、お取引の管理、お取引口座の管理等を行うため</li> <li>4 有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の配当金・分配金・利金・償還金等・給付金・年金等の支払及び取扱いを行うため</li> <li>5 適合性の原則等に照らし合わせて、有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売・売買、サービスの案内・提供の妥当性を判断するため</li> <li>6 お客様ご本人であること又は、お客様ご本人の代理人であることを確認する</li> </ol>	<p style="text-align: right;"><u>2015年10月16日改定</u></p> <p style="text-align: center;">個人情報保護方針</p> <p style="text-align: center;">個人情報保護宣言</p> <p>【関係法令等の遵守】          当社は、個人情報等の保護に関する<u>法律及び関係諸法令ならびに監督当局のガイドライン等</u>を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">■個人情報の利用目的について</p> <p>&lt;利用目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売及びそれらに関するサービスのご案内・ご提供を行うため</li> <li>2 当社又は関連会社、提携会社の有価証券・金融商品等の勧誘・販売・売買及びサービスのご案内・ご提供を行うため</li> <li>3 お客様の有価証券・金銭の受渡・決済・管理、お取引の管理、お取引口座の管理等を行うため</li> <li>4 有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の配当金・分配金・利金・償還金等・給付金・年金等の支払及び取扱いを行うため</li> <li>5 適合性の原則等に照らし合わせて、有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売・売買、サービスの案内・提供の妥当性を判断するため</li> <li>6 お客様ご本人であること又は、お客様ご本人の代理人であることを確認する</li> </ol>

ため

- 7 お客様に対し、お取引結果、お預り残高、運用等の報告及び確認を行うため
- 8 お客様とのお取引に関する事務を行うため
- 9 お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 10 市場調査・データ分析及びアンケートの実施等による金融商品・サービスの研究・開発を行うため
- 11 その他、お客様及び取引相手先との取引を適切かつ円滑に履行するため
- 12 個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ等に対応するため
- 13 当社の経営管理・内部管理を行うため
- 14 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務・個人情報登録事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用するため

■個人情報に関するお問合せ・ご相談

<認定個人情報保護団体>

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受け付けております。

■日本証券業協会 個人情報相談室

電話 03-6665-6784

<http://www.jsda.or.jp/>

■受付時間: 平日 9:00~17:00(除く土日祝日)

ため

- 7 お客様に対し、お取引結果、お預り残高、運用等の報告及び確認を行うため
- 8 お客様とのお取引に関する事務を行うため
- 9 市場調査・データ分析及びアンケートの実施等による金融商品・サービスの研究・開発を行うため
- 10 その他、お客様及び取引相手先との取引を適切かつ円滑に履行するため
- 11 個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ等に対応するため
- 12 当社の経営管理・内部管理を行うため
- 13 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務・個人情報登録事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用するため

■個人情報に関するお問合せ・ご相談

<認定個人情報保護団体>

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同当協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受け付けております。

■日本証券業協会 個人情報相談室

電話 03-3667-8427

■受付時間: 平日 9:00~17:00(除く土日祝日)

■個人情報等の主な取得元および外部委託している主な業務について

(新設)

個人情報等の主な取得元および、外部委託している主な業務につきましては以下の通りです。

【個人情報の主な取得元】

当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。

- ・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報
- ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報(※当社へのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービスの向上を目的として、通話録音を行う場合があります。)

【外部委託をしている主な業務】

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務は以下のようなものがあります。

- ・お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・金融商品仲介業務の委託
- ・業務に関する帳簿書類を保管する業務
- ・金融商品仲介業者の監査に関する業務

以上

総合取引約款

第 22 条(保護預り証券)

- 1 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。
- 2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が決めるところによりお預りします。
- 3 この約款に従ってお預りした有価証券を以下「保護預り証券」といいます。

第 36 条(解約)

1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返すことがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わない場合
- ③お客様がこの約款に違反した場合

(削除)

- ④口座残高がなくなってから一定期間を経過した場合
- ⑤お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に

総合取引約款

第 22 条(保護預り証券)

- 1 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
- 2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が決めるところによりお預りします。
- 3 この約款に従ってお預りした有価証券を以下「保護預り証券」といいます。

第 36 条(解約)

1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返すことがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わない場合
- ③お客様がこの約款に違反した場合

④お客様が第42条に定めるこの約款の変更に同意しない場合

- ⑤口座残高がなくなってから一定期間を経過した場合
- ⑥お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に

該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合

- ⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

#### 第 42 条(この約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

#### 第 68 条(解約)

第 2 条の総合取引の各契約は、次の場合に解約されます。

- ①お客様が第 2 条各契約の解約の申し出をしたとき  
(削除)
- ②お客様、又はお客様の代理人等が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出たとき
- ③お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いたとき、もしくは暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ④法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき
- ⑤お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、

該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合

- ⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

#### 第 42 条(この約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第 68 条(解約)

第 2 条の総合取引の各契約は、次の場合に解約されます。

- ①お客様が第 2 条各契約の解約の申し出をしたとき
- ②お客様が本約款の変更に同意なさないとき
- ③お客様、又はお客様の代理人等が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出たとき
- ④お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いたとき、もしくは暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑤法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき
- ⑥お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、

当社が解約を申し出たとき

⑥やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第 72 条(本約款の改定)

この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

#### 外国証券取引口座約款

第 29 条(契約の解除)

1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
- ②お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき  
(削除)
- ③お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
- ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- ⑥前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定

当社が解約を申し出たとき

⑦やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第 72 条(本約款の変更)

この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。なお、変更内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様にあらたな義務を課すものがあるときは、その変更事項をご通知いたします。この場合、所定の期日までに異議申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

#### 外国証券取引口座約款

第 29 条(契約の解除)

1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
- ②お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- ③第 32 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき
- ④お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
- ⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- ⑦前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定

める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

#### 第 32 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

### 投資信託受益権振替決済口座管理約款

#### 第 16 条(解約等)

1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返すことがあります。第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があったとき
- ②お客様が手数料を支払わないとき
- ③お客様がこの約款に違反したとき

(削除)

- ④口座残高がなくなってから一定期間を経過したとき
- ⑤お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認めら

める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

#### 第 32 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

### 投資信託受益権振替決済口座管理約款

#### 第 16 条(解約等)

1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返すことがあります。第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があったとき
- ②お客様が手数料を支払わないとき
- ③お客様がこの約款に違反したとき
- ④お客様が第 21 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
- ⑤口座残高がなくなってから一定期間を経過したとき
- ⑥お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認めら

れ、当社が解約を申し出たとき

⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

#### 第 21 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

#### 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

#### 第 15 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(附則)

れ、当社が解約を申し出たとき

⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

#### 第 21 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

#### 第 15 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、変更に同意したものとします。

(附則)



この約款は、2019年1月1日より適用されます。

#### 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

##### 第8条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(附則)

この約款は、2019年1月1日より適用されます。

#### 非課税上場株式等管理に関する約款

##### 第1条(約款の趣旨)

1 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、PWM日本証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関す

この約款は、平成28年1月1日より適用されます。

#### 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

##### 第8条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

(附則)

この約款は、平成28年1月1日より適用されます。

#### 非課税上場株式等管理に関する約款

##### 第1条(約款の趣旨)

1 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、PWM日本証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関す

る事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の「取引約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

## 第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り。）、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）又は「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。

また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書

る事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の「取引約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

## 第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出すると共に当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の

の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行なわれていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」又は「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14 第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき

②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14 第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届」を提出してください。なお、当該変更届

の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行なわれていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14 第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき

②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14 第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届」を提出してください。なお、当該変更届が

が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行なわれていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7 2017 年 10 月 1 日時点で当社に開設した非課税口座に 2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。

### 第 3 条（非課税管理勘定の設定）

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税

提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行なわれていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

（新設）

### 第 3 条（非課税管理勘定の設定）

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税

適用確認書又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年(あっては、その提出の日)において設けられ「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

#### 第4条(非課税管理勘定における処理)

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

#### 第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出

適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年(あっては、その提出の日)において設けられ「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

#### 第4条(非課税管理勘定における処理)

上場株式等の口座振替簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

#### 第5条(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り)のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の場合、非課税口座に係る他の年分

し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額を)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10号各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管される上場株式等

③租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

#### 第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定

の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

(新設)

#### 第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定

に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号口及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第 5 条第 2 号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合

非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

③ 前項の各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(削除)

第9条 (非課税口座取引である旨の明示)

1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口

1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

① 第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得単価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。)

② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)

(新設)

第9条 (他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

当社は、第5条第1号口及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号又は第2号に定めるところにより行います。

第10条 (非課税口座取引である旨の明示)

1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口



座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)。ただし、アセットアクセル契約に基づく買付の場合、当年のNISA余裕額(未利用金額)があれば優先的に利用します。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

#### 第10条 (契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14 第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ③お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合  
租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合  
当該非課税口座開設者が死亡した日  
(削除)

座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)。ただし、アセットアクセル契約に基づく買付の場合、当年のNISA余裕額(未利用金額)があれば優先的に利用します。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

#### 第11条 (契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14 第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合  
租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合  
当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤お客様がこの約款の変更に同意されないとき

第11条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第12条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2019年1月1日より適用されます。

未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款

第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）

1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関す

第12条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から当社が管轄裁判所を指定できるものとして

第13条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。

附則

この約款は、平成28年1月1日より適用となります。

未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款

第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）

1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関す

る記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

#### 第26条 (非課税口座のみなし開設)

- 1 2017年から2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設され

る記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

#### 第26条 (非課税口座のみなし開設)

- 1 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開

ます。

- 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

#### 第 27 条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当

設されます。

- 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

#### 第 27 条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当

しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の  
出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を  
除きます。） 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に  
規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされ  
た日（出国日）

- ⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により  
効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法  
施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者  
死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を  
開設されたお客様が死亡した日

（削除）

#### 第 29 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民  
法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び  
改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するま  
で店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（附則）

この約款は、2019 年 1 月 1 日より適用されます。

しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の  
出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を  
除きます。） 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に  
規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされ  
た日（出国日）

- ⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により  
効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法  
施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者  
死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を  
開設されたお客様が死亡した日

⑥お客様がこの約款の変更不同意されるとき 当社の定める日

#### 第 29 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定  
されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又  
はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。こ  
の場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したも  
とみなします。

（附則）

この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用されます。